

中野区教育委員会会議録 平成24年第19回定例会

○開会日 平成24年6月15日(金)

○場 所 中野区教育委員会室

○開 会 午前 10時00分

○閉 会 午前 10時58分

○出席委員(5名)

中野区教育委員会委員長	高 木 明 郎
中野区教育委員会委員長職務代理	大 島 やよい
中野区教育委員会委員	飛鳥馬 健 次
中野区教育委員会委員	山 田 正 興
中野区教育委員会教育長	田 辺 裕 子

○出席した事務局職員(8名)

教育委員会事務局次長	高 橋 信 一
副参事(子ども教育経営担当)	白 土 純
副参事(学校再編担当)	石 濱 良 行
副参事(学校教育担当)	宇田川 直 子
指導室長	川 島 隆 宏
副参事(知的資産担当)・中央図書館長	天 野 秀 幸
副参事(学校・地域連携担当)	荒 井 弘 巳
副参事(子ども教育施設担当)	伊 藤 正 秀

○担当書記

子ども教育経営分野	片 岡 和 則
子ども教育経営分野	仲 谷 陽 兵

○会議録署名委員

委員長

高 木 明 郎

委 員

飛鳥馬 健 次

○傍聴者数 3人

○議事日程

[議決案件]

日程第1 第31号議案 中野区教育委員会の権限に属する区立学校職員の勤務時間等
に係る事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

[報告事項]

(1) 委員長、委員、教育長報告事項

(2) 事務局報告事項

①教育委員会に対する陳情の受理について（子ども教育経営担当）

中野区 教育委員会
第 1 9 回定例会
(平成 2 4 年 6 月 1 5 日)

午前10時00分開会

高木委員長

おはようございます。

教育委員会第19回定例会を開会いたします。

本日の委員の出席状況は、全員出席です。

本日の会議録署名委員は、飛鳥馬委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりです。

それでは、日程に入ります。

<議決案件>

高木委員長

まず、議決案件の審査を行います。

<日程第1>

高木委員長

日程第1、第31号議案「中野区教育委員会の権限に属する区立学校職員の勤務時間等に係る事務の委任に関する規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

学校教育担当宇田川副参事、議案の説明をお願いします。

副参事（学校教育担当）

議案の説明をさせていただきます。

お手元の資料に沿ってご説明いたします。お手元の資料第31号議案という議案書と、それから新旧対照表、最後に補足の説明のための資料を添付させていただいております。

第31号議案「中野区教育委員会の権限に属する区立学校職員の勤務時間等に係る事務の委任に関する規則の一部を改正する規則」についてでございます。

提案の理由につきましては、こちらに記しましたとおり、東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例が改正されておりました、これに伴って規定を整備するというものでございます。

補足の説明につきましては3枚目の資料に沿って説明をさせていただきます。改正する規則については、今申し上げました規則でございます。

改正する理由でございます。まず、児童手当の一部を改正する法律がこの平成24年4月1日に施行されております。東京都教育委員会の事務処理特例に関する条例も平成24年6月14日に改正をされております。これに伴って、関係規定を整備するというところでござい

ます。

主な改正内容につきましては、新旧対照表をごらんいただけたらというふうに思います。改正は大きく2点でございます。

1点目は、第3条の規定の改正でございます。第3条は東京都の教育委員会が任命する職員の勤務時間等に関する事務及び区立小中学校に関する事務のうち、次に掲げるものは教育長に委任するということを規定しておりまして、51の事務を掲げているというものでございます。このうちの第16条の児童手当法を定めている項につきまして、児童手当の改廃に伴って、新旧対照表下線のとおり改正をするというものでございます。

改正内容の2点目は、もとの附則として定めておりました子ども手当の認定及び支給に係る事務の項目をすべて削除するというものでございます。

お手元の、補足の説明資料のほうに戻っていただけたらと思います。施行日につきましては公布の日から施行をいたします。それから、経過措置を設けるということを新旧対照表の裏面のほうに載せさせていただいております。平成23年度における子ども手当の支給に関する措置につきましては、この規定の改正によらず、なお従前の例によるということを経過措置として定めております。

あと、参考として、子ども手当、児童手当の変更内容を資料のほうに記載させていただいております。

私のほうから補足説明は以上でございます。

高木委員長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いいたします。

大島委員

現行の「同法附則第6条から第8条までの規定」というところが変わるということなのですが、第6条から第8条とは、ざっと言ってどんなことに関することが規定されているものなのですか。

副参事（学校教育担当）

もとの、改正前に記載してあります附則第6条から第8条の規定の中身としましては、今まで子ども手当として行っていた特例給付をすべて規定しているもので、法の中では、今回削除となるということで、こちらの規則についても削除をするということでございます。

大島委員

今度改正されるほうの附則——裏面に書いてあるところなのですけれども、「なお従前の例による」ということ。今ちょっとご説明あったのですけれども、ちょっとそれがよくわからなかったので、もう一度確認したいのですけれども、これは平成23年度の子ども手当の支給については従前の例によるというふうに理解してよろしいのでしょうか。平成23年度の支給はもう終わってしまったのかとも思いますが、その辺がよくわからないのですが。

副参事（学校教育担当）

説明が悪くて申しわけありませんでした。

この経過措置については、平成23年度の子ども手当をまだ、今後支給するという事例が出てくるということを想定していて、その際には改正後の規定ではなく、従前の規定に基づいて行うということでございます。

大島委員

平成23年度の子ども手当を今後支給するような場合が出てくるかもしれないというお話なのですけれども、終わってしまった年度のものを後から支給するというようなことがあるのでしょうか。

副参事（学校教育担当）

この子ども手当につきましては、今度4月から施行になりまして、その分6月から支給するというように、月としてはずれた形での支給になっておりますので、平成23年度について今後支払う可能性というのが残っているという事務処理になるかと思えます。

高木委員長

ほかに質疑はございませんでしょうか。

（発言する者なし）

高木委員長

なければ、質疑を終結いたします。

それでは、簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第31号議案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

高木委員長

ご異議ありませんので、原案のとおり決定いたします。

以上で議決案件の審査が終了いたしました。

<報告事項>

高木委員長

それでは、委員長、委員、教育長報告です。

<委員長、委員、教育長報告事項>

高木委員長

まず私から、6月1日の第18回定例会以降の主な委員の活動について一括して報告いたします。

6月7日木曜日と8日金曜日、平成24年度保育園と幼稚園と小学校との連絡協議会（分科会）へ大島委員、飛鳥馬委員、山田委員が出席されました。

あと、私から、6月2日土曜日、緑野小学校と第七中学校の運動会を見てきました。午前中、緑野小学校ですが、準備体操はやはりラジオ体操ではなくて、現代風なアップテンポな曲でストレッチが中心でした。実習生とといいますか、大学生が6人ぐらいいまして、非常によく動いていて、うまく使っているなどという感想を持ちました。

また、たんぼぼ学級の演技で「ころがれ、つながれ」というのをやりまして、縄や目玉のボードを使って福笑いのような顔をつくってということで、たんぼぼ学級は緑野中学の生徒も一緒ですので、非常に和気あいあいとした演技をやられました。

あと、4年生のお助け綱引きというのですが、最近多い、単なる綱引きではなくて、半分走って行って、駆けつけて、応援して、形勢逆転のチャンスがあるというのですが、お助けが着く前に決着してしましまして、ちょっとどうしてしまったのかなと。お昼は、緑野中学校の吹奏楽部による演奏がありまして、小学校と中学校の交流をやっていました。その後、5、6年生が緑野中学校のグラウンドに行きまして、交流綱引きをしていました。

午後は徒歩で移動しまして、第七中学校に行きました。学級対抗リレーということで、必ずしも選抜ということではないのですが、非常に盛り上がってまして、リレーの選手はアナウンスのたびに何かちょっとしたパフォーマンスをやって走るのですけれども、勝った負けたで、勝っては笑い、負けては泣きで、こんなに運動会で泣くのだなと思いました。

私は短大の学長をしているのですが、最近は卒業式でも学生が泣かなくなったのですが、やはり中学生は純真だなと思いました。最後の表彰式でも、特に女子は大泣きでした。すごく感動いたしました。

私からは以上です。

それでは大島委員、お願いします。

大島委員

今、委員長からのご報告にもあったのですけれども、私は6月8日の日にことしの保育園と幼稚園と小学校との連絡協議会というのに参加してきましたのです。4つのブロックに分かれて、2日間に分かれているということなのですが、私は8日に、第4ブロックということで、鷺宮小学校で行われた会に参加したのですが、8つの教室に分かれて行われていました。でも、非常に皆さんの関心が高いと思うのですけれども、参加者も200名以上いらして、各教室30人近い方たちが参加していたのですが、それで、私が拝見したのが2つの教室だったのですけれども、そこでは小学校の教員の方、それから保育園の先生、幼稚園の先生と、それぞれで分かれて、話し合いをするという形式だったのです。分科会によってはそうでないやり方のところもあるということだったのですけれども。全体の印象として、とにかくこういうことで保育園、幼稚園、小学校の教員の方たちが交流し、情報交換するということはすごく意義深いいいことだなと。それから皆さんの意識も連携して、情報を共有してやらなければという意識が出てきた。前からあるのですけれども、それが非常に高まってきているということは大変いいことだなと思ったのです。

ただ、この協議会のやり方については、もうちょっと工夫をしてもいいのかなと思ったりしました。というのは、例えば事前にもうアンケートが行われているのです。それで、幼稚園、保育園の先生たちからのアンケート結果、それから小学校の先生からのアンケート結果について、いろいろ項目ごとに非常に詳しく、いろいろな意見を網羅して書いたもの——ペーパーが配られています。またもう1回、それぞれ先生方たちでそれぞれどんなことを望むとか、どんな問題があるとか、そういうことを話し合っ、それをまたその場で発表するというような形式だったのです。その発表されたことは事前に回答されていることと大体ダブっているようなことでしたので、それよりも、私の個人的な印象としては、三つの機関の先生たちが混じって、今一步踏み込んだもっと本音とか、日常で感じている具体的な悩みとか、何か今一步踏み込んだところで話し合いができたらいいいのではないかなと。何となく、毎年そういう入り口のところで終わってしまうみたいなことだと非常にもったいないような気がしていました。

あと、終わりのほうで、幼稚園とか保育園の先生方からの小学校の先生に対する質問で、保育要録というようなものを幼稚園とか保育園から小学校へ、一人一人の生徒について書いたものが行っているようなのですけれども、それが学校の先生にとって、どういう意義

があるものか。それから、ちゃんと学校の先生が知りたいことが書いてあるのかどうかというのを、幼稚園や保育園の先生方が気にしていらして、どういうふうに書いたらいいのだろうかとか、すごくまじめにその辺を皆さん問題意識持ってくださいっているということを感じられたのです。そういう、小学校に上がってからどうなのだろうか、自分たちの情報提供が十分なのだろうかとか、非常に気にしてくださっていました。小学校の先生たちからは「いや、大丈夫ですよ」というようなことや、特に何か疑問とか、質問とかあったら、こちらからまた個別に連絡するからというようにもあったのですけれども、そういうようなことも含めて、ちょっと深まった意見交換ができたのもっといいのになという印象を持ちました。

でも、こういうことをやっていくということは大変いいことだし、また、その中から、先生方たちから出た意見なのですけれども、こういうところで1年1回集まるとかということだけではなく、お互いにもっと行き来して、現場を見るようにしましょうというような話が出たので、そういうことも具体的に、多分、先生方は進めていただけたと思うのですけれども、例えば保育園の公開期間を設けるとか、そういうこともあるみたいなので、そういうことでもっと連携を深めていただくといいなというふうに感じました。

済みません、長くなりました。以上です。

山田委員

6月2日、私が学校医をしています谷戸小学校の運動会がございまして、午後だけだったのですけれども、行ってまいりました。

ご承知のように谷戸小学校、今、校舎の耐震工事が進んでおりまして、去年度は桃園第二小学校の校庭を使って、午前中だけの運動会でしたが、ことしは谷戸運動公園、隣なのですけれども、そこで開催をされました。

ただ、谷戸運動公園、少し校庭から比べれば狭いということと、トイレが一つしかないのです。ということもあって、開催に当たっては学校の先生方、それからおやじの会を含めてPTAの協力が大変あったと聞いております。午前に1回、午後に1回、30分の休憩がありまして、各担任がクラスごとに学校まで戻ってトイレを済ませるといふ、変則的なことで行われておりました。

あとは近隣——周りがマンションの真ん中なので、近隣の皆さん方にはかなりご迷惑をかけたのではないかなと思いますけれども、一日、子どもたちの歓声が響いて、いろいろご苦労があったと思いますけれども、近くの谷戸運動公園でできたということが子どもた

ちにとって非常に喜びだったのではないかなと思います。

先生方の開催に向けたいろいろなお苦勞に対しまして、敬意を表したいと思っております。

子どもたちも元気よく、大きな事故もなく、一日を終えました。1年生のきのこの踊りをした後で、玉入れをすとか、結構笑いを誘ったかわいい衣装があったり、6年生が――あれは恒例ですけれども、谷戸っ子ソーランの、同じはっぴを着てソーラン節を踊る。最後にまた6年生の騎馬戦ということで非常に盛り上がりまして、1点差で赤だったかが勝利をしたという僅差のゲームが展開されて、非常に楽しい一日を過ごしてまいりました。

6月4日、同じく私が学校医をしています東京大学教育学部附属の中等教育学校で、あそこの学校では、自然体験ということで5年生――高校2年生が、旭川の郊外に、山手線3倍分の東京大学農学部が所有する校地があるのだそうです。そこに行って合宿をするのですけれども、そこに野生のスズメバチがかなりいるので、そこでの山林を管理している方たちの指導もありまして、いわゆるエピペンですね。エピペンを携帯したほうがいいのではないかとということで、私のほうで用意をしまして、その実地訓練をいたしました。ことしからエピペンが、今まで円筒型だったのですけれども、少し楕円形になりまして、転がらなくなった。また、持ちやすくなったということで、あと、使った後も針を戻すような形になっていて、使いやすくなっているのですけれども、1年ぐらいで有効期限がなくなるのです。実際にもう有効期限がなくなったエピペンを段ボールに1回刺してみましたら、すごい勢いで薬液が出るのです。私も初めて経験しました。ですから、あの器具というのは、かなりしっかりとしたエピネフリンが体内に入るとは確実にということを検証いたしました。そういうことがあってはいけませんけれども、エピペンを使わなくて済むような学校行事になってほしいなと思います。そういった中で、これからも学校の中で、お持ちになるお子さんも出てくると思いますので、そういった場合には、学校医とともに、エピペンの講習会などをきちんとして、不測の事態に備えていただければと思っております。

それから、6月4日、5日と、いわゆる学校医の仕事の一つとして、プール前健診というのがあるのです。プール前健診というのは、4月から6月まで行った学校健診の中で、例えば「あなたはアレルギー性鼻炎があるから、今の状況をかかりつけの先生に聞いてきてくださいね」とか、「アトピー性皮膚炎があるから、その状況について、かかりつけの先生のご意見をください」とか、ぜんそくのことなど、そういったものを、お手紙を出し

て戻してもらって、そういったことをきちんと学校の中で情報を共有するというのと、そういったことで、6月から始まるプールに向けて、プールに入れるかどうかを判断するというを行っているわけでありまして。そこで幾つか、新しいことが起きまして、例えば、4年生だったかの保護者から、私の子どもは皮膚が弱いので、プールのときには上に着る水着も着用してもいいでしょうかということがあります。これは、私が一緒に仕事をしている東京都の医師会の中での皮膚科の先生がいらしたので、その先生方のお考えはやはり、これからの紫外線ということに対して、ある程度臨機応変にやらなければいけないだろうというふうに考えて、どうしてもご希望があればということですが、今後、そういったことがどんどんふえてくると、なかなか難しい問題にもなるでしょうし、場合によってはサンスクリーンですか。UVのケアをするクリームを着用もできればさせてくださいというようなご意見も出てくるのではないかなと思います。大阪のほうの皮膚科の論文によりますと、サンスクリーンなどを使って入水をしたとしても、プールの水に対しての汚染が広がるということは医学的に認められておりませんので、大丈夫だとは思いますが、ただ、ゴーグルの使用も含めて、子どもたちが自己管理できるかというところが一番問題かなということですね。水着のこともそうです。要は、長い髪をした女児がその後きちんと手当ができるのかということと同じことで、自己管理ができるかというところが一つの論点ではないかなと思っております。そういった話題が出ておりました。

8日の日は、先ほど大島委員からご報告ありましたように、保幼小連絡協議会がございまして、私は桃園第二小学校の会場に出席をいたしました。ことしは保育園が担当ということで、桃園第二小学校も8ブロックに分かれて、200人を超える方たちが参加して、いろいろな協議がされておりました。

その中で、保育園の先生方からは、小学校の校地——例えば体育館だとか、校庭を貸していただけることはできないでしょうか。その窓口は恐らく副校長になるかと思うのですが、学校の年間行事が前年度の2月ぐらいに決まるということがあるので、その辺の伝達をどのようにしていくかということとはなかなか難しいことと、もちろん学校は教育活動が第一義的な話ですので、空いた時間ということになると、例えば夏休みの時間帯とか、そういったところに保育園の子どもたちが来て、校庭だとか、体育館でいろいろな遊びを覚えるとかいうこともできなくはないかなと。この辺が議論になっておりましたけれども、学校の、校長先生なども前向きに検討していきたいし、できるだけ要望に沿いたいということでもあります。

また、小学校側からは、小学校3年、4年でまち探検という社会科の授業をやりますけれども、それを利用して、近くの保育園を訪れているという実態も明らかにされて、なかなか皆さん、いろいろなアイデアを持って連携をとっているかなと思いますけれども、先ほど大島委員がおっしゃったように、これはすべて入り口の協議会でありまして、それが、フェース・トゥ・フェースで、現場でいろいろとつながっていく。それが大切なことなのではないかと思います。そういったことで、保幼小の連絡協議会が開催されているということよりも大切なことではないかなと思って参加してまいりました。

長くなりましたが、昨日は中野区医師会で予防接種の講演会がございまして、不活化ポリオが9月からいよいよ始まるということのご解説をいただきました。

昭和30年代に日本では非常にポリオがはやったのです。その当時のお母さんたちは、足がちょっと動かなくなると「ポリオにかかったのではないか」という不安があって、日本はそのときは、不活化の注射剤と生のワクチンと二つをつくっていたのですが、注射剤のほうがなかなか供給量が足りないということもあって、ロシアから緊急に輸入したのです。それで、その翌年から日本の国内においてポリオは激減したという歴史があります。そういった中で日本は独自で、生ワクチンのポリオを使って今まで接種してきたのですけれども、残念ながら、便からの排泄で糞口感染によって二次感染を起こすことがあって、近年問題になった。世界的には先進国では主には不活化のポリオワクチンが主流でありまして、それがこの9月から日本で始まるということでもあります。

そういったことで、9月から生ワクチンというポリオは、日本では接種しなくなるということですので、そういったことのできるう、勉強会に出席してまいりました。

私からは以上でございます。

飛鳥馬委員

私も7日、保幼小の連絡協議会に参加しました。私は緑野小学校の会場ですが、緑野小学校では参加人数は大体同じようなものですが、保育園が11園、それから幼稚園が5園、小学校が6校と、かなり幅のある数の参加なのです。内容をちょっと、最初始まる前に伺ったら同じような内容で、このアンケートに基づいて話があると思いますということなので、私は一つの班に最初から終わりまで全部張りついて見ました。

それで、交流、いろいろな形でやっております、それなりの意義があって、いい交流もたくさんお聞きしました。比較的幼稚園、保育園の子どもと、小学校の低学年が多い中で、「いや、うちは6年生が保育園にボランティアで行きました」とか、そういうのもあ

って、ねらいをどこに置くかが問題があるかなと思うのですけれども、交流の意義があるのかなと思いましたがけれども。

あと、小学校の校長先生や、副校長先生をお呼びして、保育園、幼稚園の保護者に話をしていただくということもかなりありまして、小学校ではこんなふうにやっていますという話で、これも役立ったという話がありました。ですから子ども同士、それから先生、保護者、親の交流とか、さまざまな取り組みをしていて、いろいろやっているなということはあるのですが、そういう聞いている中で、苦勞しているところは小、中の連携と同じように、最初申し上げた小学校の数と園の数が合わないので——倍以上あるわけですから、どこと交流するかが非常に難しい。必ずしも一つの小学校に行っているわけではない、子どもたちはいろいろなところに行っていますので、交流を始めたところは、その学校には行っていなかったとか、そういうことがあるのでという。知っている子がいれば声もかけられるのだとか、そういういろいろなことを言っていましたけれども、これは小、中でも同じことで、同じような悩みがあるというのが出ておりましたけれども、組み合わせの難しさと言いますか、というのを感じました。

それから、二つ目は、私立の幼稚園の方だったと思うのですけれども、私たち教育委員が「いかがですか」と、連携とか何かで声をかけていると、教育委員会は何かやらせるつもりではないか、と思わせるような言い方で、「小学校の先生、忙しいでしょう。そんな連携なんかやっている暇はあるのですか」みたいな、そういう非常に逆的な話で来たり…。あるいは、一斉に何かやることは今言った、非常にアンバランスなわけですから、なかなか難しいのだろうと思うのです。私が最後に「感想をどうぞ」と言われたので、感想を申し上げたところ、一言、二言言うと、「それはどういう意味ですか」とか、すぐに聞かれるのです。私は教育委員ではありますが、きょう来たのは教育委員会で決まって、こういうことをお願いしたいと来ているのではなくて、参加して皆さんの意見を聞いて、その感想を今述べているのですから、と言うのですけれども、一言、一言何か言いたいようでした。結局、恐らくこういうことを、区として一斉にやらせたいのではないか、というような懸念があるのかなという気がしました。ただ私が最終的に言ってきたことは、交流、連携について、いろいろな条件のところでやっていますので、それなりの意義があると思いますので、交流されるときに一つは、子ども同士とか、先生と保護者とか、絞ってやるともうちょっとうまくいくのではないですかなんていうようなことを一つ申し上げたことと、それから、もう一つは、児童なり園児なりが交わってやるのが非常に難しい場面もあ

るだろうと思うのです。だから、なかなかそういうふうに行かない場合もある。私が言っていたのは、それぞれ園とか学校の特色とか、よさとかあると思うので、それをお互いに理解し合って、学び合って、やったことが次の学校なりに行ったときに、やっつけてよかったな、生きていたなというように、お互いに理解ができるような交流になるとよろしいのではないのでしょうか、ということをお願いしてきました。多様なやり方でいいのかなと思うのですけれども、私たちが話し合うときのこれからの課題かなと思います。

以上です。

教育長

特にございませぬ。

高木委員長

各委員から、以上の報告につきまして補足、質問等ご発言がありましたらお願いいたします。

飛鳥馬委員

山田委員が言っていたプールの話。この前テレビでやっていたのです。だから、親御さんはそれを見ているので、すぐそういう反応をするのだと思うのです。プールに入るときにクリームを塗るとか、あるいは水着を上に着てもいいのだろうと、そういう子がいるからという。そういうのをテレビでやっていますから、男の子が上に着ることだと思うのですけれども、女の子は大体、小学校はちゃんとワンピース型ですよ。セパレートではないと思うので。大人もセパレートではないのが売れ始めているとかね。だから、何かニュースになったり、そういうのに出ると、どんな食品がいいですよと言うと次の日売れるみたいなものです。いろいろなそういう要望が出てくるので、対応は大変かもしれないけれども、でも考えておかなければいけないことかもしれません。

大島委員

それに関連してなのですが、指導室長に、もしご存じであればお聞きしますが、今、実際小学校ではその辺の、例えばサンスクリーンのこととか、ゴーグルだとか、そういう上着とか、それは許可しているのでしょうか。それともそれはやらないということになっているとか、実態はどうなのでしょう。

指導室長

まず、ゴーグルについては着用を許可している学校が多いだろうというふうに思います。ただ、危険なところもあって、ほかの子の足がそこに当たると、ただこの状態でバンと当

たっているのと、眼鏡があつて当たるのとでは、けがのぐあいが違ふと。そのあたりは十分注意するということはリスクとしてはあるのですけれども、許可している学校が多いというふうに私は認識しています。

それから、着衣だとか上に何か塗るということについては、基本的には遠慮していただいているのではないかなというふうに認識をしています。私が校長を務めた学校でもそういうお申し出はなかったもので、特にそういうような対応をしたことはありません。

ただ、着衣については、教員がいわゆるウエットスーツ型の、大人が着る水着がありますよね。それを着ている場合があるので、そういうような材質だとかをきちんと決めて、許可をするということはあることだろうなというふうには考えております。

山田委員

ゴーグルについては、日本の眼科医会のほうからコメントが出されていまして、結構泳ぎが上達しているお子さんについては裸眼でやっていると、その波を受けて、角膜に傷がつくので、ゴーグルを着用すべきだという意見が出ています。これはかなり泳力のある子どもたちです。

ですから、必ずしもゴーグルがだめだというわけではないと思いますので、室長がおっしゃったように、ケース・バイ・ケース。私も学校医としては、保護者から申し出があつた場合には、学校側が許可できるような体制をとっていますし、裸眼で非常に視力が悪い子は、心配なこともあるのです。なので、そういった場合には度つきのゴーグルについても考慮するというをお伝えしています。

あと、着衣のことについては室長おっしゃったとおりで、ますますこれからウエットスーツ型のが、今、主流になってきつつあるところもあるので、その辺で、そういった要望が出てくる可能性は高いかなということではないかなと思いますので、この辺はやはり、自己管理ができるかできないかというのが大きなところではないかなと思います。

高木委員長

私の子ども、小学校4年生のところは、ゴーグルは申請制ですね。やはり、ほかの友達のやつを間違つて使つてしまつたとか、なくなつてしまつたとか、それは困るので、プリントが来まして、必ず申請してくださいと。ご家庭できちつと管理できるようにしてくださいというのがあります。

あと、水着の上着、多分商品名ラッシュガードというやつですかね。幼稚園で多分つけているところ、多いと思います。幼稚園でプール持っているところは少ないと思うのです

が、うちの子どもが行っていた幼稚園は夏になると何日か、園庭に簡易プールを組み立てて、プールをやるのです。それは、別に指定の水着とかではなくて上着を着るのは自由でした。うちの家庭が、例えばおととしとか、去年はちょっと教科書採択で行けなかったのですが、海に旅行に行ったときは、妻の強制でつけます。というのは、5年ぐらい前に私が海で日射病になって、旅先で点滴をしてもらったことがあります。それで慌てて調べて、今、紫外線防止のものがあるので。あと、我々が学校訪問とかに行き、プールとかだと、確かに先生でしている人、いますよね。自己管理の問題がありますけれども、山田委員がおっしゃったように、ちょっともうそろそろ紫外線、いろいろな問題も出てきますし、基本的に皮膚が弱い子もいるので、検討しなくてはいけない時期なのかなという気がします。

大島委員

先ほど飛鳥馬委員からのお話で、飛鳥馬委員がいらしたところの検討会では、私立の幼稚園の先生が、教育委員会が上から何かをやらせるという意図があるのではないかと、というような疑いを持ってらっしゃるというようなことを言われましたが。

飛鳥馬委員

そうははっきりは言っていません。厳密に言ってください。相手がはっきりそう言っていたのではなくて、私の受けとめ方ですので。

大島委員

なるほど。私立ですと、それぞれの園で、自分のところの教育方針というのがありますし、独自でやりたいということは当然のことだと思うのですが、ただ、こういう連絡協議会にいらしているということは、小学校との連携ということも関心がおありなのかなと思いました。ちょっとその辺のニュアンスがわからなかったのです。その先生の出席している意図というか、お気持ちとかどうなのかなと思って。

飛鳥馬委員

出席している気持ちというとはわかりませんが、そういう保幼小の協議会そのもの、あるいは連携そのものを反対というふうに言っているのではないのかもしれないのですが、私の言い方がよくなかったのかどうかわかりませんが、でも、最初に「私は、きょう、参加させていただいた感想を申し上げます」というふうにちゃんと言っていますので、話の途中でも何回か。それは私の感想ですので、教育委員会で決めたことではありませんという、これから言うことはという断りをしてお話を申し上げましたけれども、いろいろな考え方

がありますので、参加しないとか反対だとかというふうにはっきり言っているわけではないのだろうと思います。

高木委員長

私も私学人の1人なのですが、短期大学の場合は文部科学省が所轄庁になるのですけれども、やはり何か会議があります、事務局長さん来てください。「文部科学省、また何か始めるのかな」と、絶対思うのです。それは、一般論として仕方がない。それは私学人の考えとしてはやはり、官公庁が表面的なもの以外に何か意図があるのではないかなというのはやはりさがとして持ってしまうので、多分参加された幼稚園の方も余り深い意図はなく、保幼小、保幼小連携、連携は重要だと思っています。毎年同じような会合をやっていて、でもことごとか来年に向けて何かあるのですかねみたいなことだと思います。純粹に好奇心かどうか、出ていないのでわかりませんが、そういうことなのかなと思います。だからそれは、今後やはり私立の幼稚園の方とも、教育委員会がいろいろな協議会とか勉強会があればもっと懇談した方がいいと思うのですが、中野区の教育委員会は結構、教育委員も行っていると思うのです。ただ、確かに公立の小学校、中学校の校長先生と比べると、直接お話しする機会はそれほど多くないので、私学と地方の教育委員会の感覚というのは非常に微妙なものもあると思うのですが、コミュニケーションをとっていく必要があるかなというぐらいのことで、よろしいのではないのでしょうか。

教育長

保幼小連絡協議会は、保育園と幼稚園と、それから小学校の自主的な団体という位置づけになっていまして、歴史的には、私立幼稚園が昭和20年代に連合会をつくりまして、その後、昭和30年か40年にはなっていなかったと思うのですけれども、ちょっとうろ覚えなのですが、最初、幼小連絡会ということで発足しました。もともと保幼小連絡会は、幼小連絡会ということで運営をされているのですけれども、私立幼稚園連合会のほうから声をかけてつくられて、保育園も入れてという形になってきましたので、中野区の私立幼稚園、今、区立幼稚園が2園ということもありますけれども、圧倒的に私立の幼稚園が多いものですから、相当自分たちの教育実践に自信を持っていらっしゃるというか、自負をなさっていますし、それこそ小1ギャップとか言われる前から連携を、ずっと先見の明を持ってやってきたというような経験も持っていると思うので、そういう位置づけで、かなり思い入れも保幼小連絡会には強いというようなこともありますので、いろいろ気持ちの上ではそういうものもあるのかなというふうに思います。

飛鳥馬委員

同じ日に、私立幼稚園の園長会の会長さんとも話をしたのです。話をしているのに、中野区はやはりほかと違う、私立も含めて、小学校とも公立とも連絡協議会があるということはずばらしいですよねと、私も、お互いにそういう話をしたし、会長さんもそういう話をしていました。だから、やっていることそのものを否定しているわけではなくて、ほかの区にはないものをやっているという今、教育長が言われた、歴史があってやっているという、そういうことは誇りに思っているのではないのでしょうか。やることはお互いに、いろいろなところを学べると思いますので、そういうものが必要なだろうと思うので、有意義ではあるのだろうと思います。

ただ、高木委員長が言われたように、私立は私立の理念がありますので、それはそれで尊重しますが、幼稚園の方がそう言ってくれたことも、またいいことだと私は思うのです。そういう意見があったけれども言わなかったではなくて、みんなの前で言ってくれる。私も聞いてきた。皆さんにこうお話ししている。そういうことを考えながら次のことを考えればよろしいのかなと思っています。

高木委員長

私の地元ですが、率直な方も多いので、そんなに大島委員が心配されているような他意は多分なくて、思ったことはすぐおっしゃる。そのことによって多分、今、飛鳥馬委員が言ったように、コミュニケーションが深まって、理解されたのではないかなと思います。

大島委員

よくわかりました。補足説明、ありがとうございました。

高木委員長

これからもコミュニケーションをとって、お互いに連携していければと思います。

大島委員

教育委員会が何か上から押しつけるみたいなふうには受けとられないようないまいやり方を我々も工夫するべきなのだなということを思いました。

ありがとうございました。

高木委員長

よろしいでしょうか。

それでは、ご発言がないようなので、事務局報告に移ります。

<事務局報告事項>

高木委員長

「教育委員会に対する陳情の受理について」、子ども教育経営担当・白土副参事、報告をお願いします。

副参事（子ども教育経営担当）

それでは、「教育委員会に対する陳情の受理について」、ご報告をいたします。

お手元に配付の資料のとおり、本年6月11日に中野の教育を考える草の根の会から陳情書が提出され、これを受理したので報告をいたします。

件名は1に記載のとおり、「区立小中学校に『常時国旗掲揚』をすることにならないよう求めます」でございます。

主旨についてでございますが、2に記載のとおり、中野区における区立学校に「常時国旗掲揚」を行うことは、日本国憲法第19条「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない」に違反すると考えます。よって、国旗掲揚については、憲法違反にならない範囲での取り扱いを求めますというものでございます。

理由については、別紙の陳情書の理由に記載のとおりでございます。

なお、この陳情についての協議の日程でございますけれども、この陳情書の中の一部に記載がございますが、区議会に区立学校での常時国旗掲揚を求める請願1件と、これに反対する主旨の請願1件、陳情5件の計7件が提出され、現在開催中の第2回定例会で審査されております。子ども文教委員会では継続審査ということになってございますが、6月19日、最終日の本会議で結論が出るということでございますので、その情報収集の必要もございません。また、来週の定例会では、中野中学校の訪問を予定しております。したがって、この陳情についての協議は、6月29日金曜日の教育委員会定例会が適当ではないかというふうに考えてございます。

以上でございます。

高木委員長

質問がありましたらお願いいたします。

私からちょっと質問をします。

定例会でそういう決定が、仮になされなかった場合というのは、陳情というのは当然、法令で認められた権限ですので、適正にやらなくてはいけないのですが、例えば常時国旗を掲揚するということが決まらなかった場合にも、これは何か回答しなくてはいけないのですか。

副参事（子ども教育経営担当）

最終日の本会議で、これらの請願、陳情が閉会中も継続審査すべきものとされるか、それとも採択または不採択といった結論が出るかということですが、請願が採択された場合には、議長から教育長あてに通知がなされ、議会はその請願の処理の経過及び結果について報告を請求することができるということが地方自治法第125条で決まっております。

中野区では、請願、陳情の処理条件については、議会に報告をしてございます。これは第1回定例会と、処理が済んだ直後の定例会で報告することになっております。したがって、仮に区議会で採択された場合には、そういった処理をするということになります。

高木委員長

もし、不採択になった場合はどうなるのでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

不採択になった場合には、特に通知等ございません。

高木委員長

不採択になった場合に、この陳情に対して、何か回答しなくてはいけないのですか。

副参事（子ども教育経営担当）

ちょっと説明が不十分でございました。

区議会に提出された請願、陳情が採択された場合には、議長から教育長あてに通知があると。それについて、どのように処理したかという結果について、議会のほうに報告をしているということでございます。

したがって、採択されなかった場合には、特にそういう取り扱いはしないということでございます。

高木委員長

教育委員会に対するこの陳情については、区議会に出されている請願の採択、不採択というのは関係があるのですかという質問です。

副参事（子ども教育経営担当）

特に、直接的な関係はございません。

高木委員長

では、区議会の採択、不採択、あるいは継続審議にかかわらず、この陳情に対して、中野区教育委員会として、何らかの決定をしなくてはいけないということですか。

副参事（子ども教育経営担当）

委員長おっしゃるとおりでございます。教育委員会として協議をして、取り扱いを決定するというものでございます。

それは、区議会での請願、陳情の取り扱いとは別ということでございます。

飛鳥馬委員

もし、協議をするとしたら、資料的には、常時掲揚を提案している陳情書とか、あるいは何かその資料があるのでしょうか。この陳情書だけで何か考えるのでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

6月29日に協議をすると本日決定されれば、6月29日の時点ではそういった協議に必要な資料、これは事務局のほうでご用意をさせていただくということでございます。

高木委員長

私から質問です。

あと、今後のスケジュールについて、今、29日の定例会で改めて協議ということなのですが、例えば区の決まりで、陳情に対して何日以内に可否というのですか、決定をしなくては行けないとか、あるいはそうなった場合に、大体いつごろまでにやる見込みなのかということがもしわかりましたらお願いします。

副参事（子ども教育経営担当）

規定上、特に処理期限についての定めはございませんが、時期を失しないように速やかに処理するのが原則だろうというふうに考えてございます。

高木委員長

飛鳥馬委員が先ほど発言されたように、資料等も準備していただきたいと思ひますし、直接議会の決定、採択、不採択にかかわらず、教育委員会としての判断をするということですが、どういう決定が出るかもやはり、それも見て判断したいところもありますので、この陳情につきましては、来週が学校訪問なので、特にご質問等がなければ、6月29日の定例会で改めて協議したいと思ひます。

山田委員

今回のこの陳情書ですけれども、確かに主旨というか、理由はわかりますが、一つ、区議会に対しての常時国旗掲揚を求める請願ということが出ていて、その主旨が私たちよくわからないということもあるので、その資料がないと協議するということがなかなか難しいので、ぜひ事務局のほうではその辺も加味していただいて、資料を整えていただくよう

お願いいたします。

副参事（子ども教育経営担当）

そのあたりもよくわかるような資料の作成に努めたいというふうに考えてございます。

高木委員長

では、事務局は資料のほうを準備いただきたいと思います。

ほかに事務局からの報告はありますでしょうか。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、教育委員会第19回定例会を閉じます。

午前10時58分閉会